みなさまへ

　下記は、「災害時の歯科保健医療対策」（一世出版、2015年6月15日）のP57に掲載されているものです。「各地域の事情にあわせて改変使用したい」という問いあわせがあり、著者の許諾をいただいた上で、ワードファイルにて公開することとなりました。使用にあたっては、上記および「小林隆先生資料より改変」のような形で出典をつけてくださるとありがたく存じます。

　各地域において、災害時の歯科保健医療対策が進み、災害時においても“住民の命を守るケア”が迅速にかつ適切に展開されるようになることを願います。

編者　中久木康一，2016年3月20日

歯科医療救護チーム　診療ガイドライン

目的

　現地で被災している方々の緊急的歯科需要に応え、避難所等の生活・健康レベルの維持、悪化防止が重要な目的であるが、地域歯科医療の再構築という視点も重要である。

　口腔ケアや応急的処置を行い、再建を図っている近隣歯科診療所等へ円滑に移行できるよう患者さんを導くよう、ご指導ください。

範囲

　原則として、災害救助法（県との災害協定）に基づいた医療行為を行う。すなわち口腔ケア、緊急処置、応急処置を行うこととし、保険診療の範疇に入ると思われる継続的医療行為は極力仮設診療所等の地域歯科医療への誘導・紹介を図ること。ただし現場の実情により、これらが困難な場合はやむを得ない措置として臨機応変に対応していただくことも必要であるが、その場合は患者さんへ災害救助法による医療行為について十分説明を行い、後々診療所等での受診の際にトラブルにならないよう心がける。すなわち医療救護チームによる無料受診と、保険診療 (一部負担金が猶予されているが後に有償となる可能性がある旨) による受診とを患者さんが区別し理解できるようにしておくことが必要と考える。

内容

　原則として、当日に完了する歯科治療に限定する。特に「継続的」な治療、管理が必要となるものについては極力地元歯科医療体制へ依頼しそちらへの受診を誘導するようにしていただきたい。通院不可能であり訪問診療の要件を満たしその対象となる患者さんがいた場合は、その旨を報告し、後日地域歯科医師会等で対応することとする。

平成２３年４月２４日

厚生労働省宮城県域現地対策本部（東北厚生局内）歯科医療チームリーダー

小林隆　(携帯電話番号: )

（メールアドレス: 　 ）